

令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付要綱

(令和8年5月29日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、本市への移住又は定住を促進し、域内居住人口の維持及び拡大を図ることによって地域の活性化を実現するため、市内に住宅を取得し、かつ、当該住宅に継続して居住する意思を有する者に対し、令和8年度予算の範囲内において三沢市住宅取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らの居住の用に供するために取得した本市に所在する家屋であって、生活するために必要な台所、浴室及びトイレを有し、土地に定着した一戸建ての家屋（店舗と併用する場合は、居住の用に供する部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上を占めるもの）のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他関係法令の規定に基づく措置が講じられているものをいう。ただし、別荘等の一時的な利用に供するものでないこと。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものをいう。
- (3) 中古住宅 前号に規定する住宅以外のものをいう。
- (4) 土地 住宅の敷地として利用する一団の土地をいう。
- (5) 基準日 令和8年4月1日をいう。
- (6) 契約日 住宅の取得契約又は住宅取得に伴う土地の取得契約を締結した日をいう。
- (7) 完了日 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の受付及び土地の登記名義人の住所変更の受付をした日をいう。

(助成対象者等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、

次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 自らの費用負担により住宅又は土地を取得していること。ただし、共有名義である場合は、持分割合が最も大きいこと。
 - (2) 基準日現在において、50歳未満であること。
 - (3) 完了日が令和8年2月16日から令和9年2月14日までの間であること。
 - (4) 令和9年2月26日までに居住を開始すること。
 - (5) 助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から継続して5年以上の居住が見込まれること。
 - (6) 町内会に加入すること。
 - (7) 過去に三沢市住宅取得支援事業助成金の交付を受けた者又はその同居人でないこと。ただし、独立や離婚等により同居人でなくなった場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としなない。
- (1) 個人間の売買（宅地建物取引業者を介さない当事者同士による取引をいう。）により住宅又は土地を取得する者
 - (2) 分離発注により住宅を取得する者
 - (3) 国、県、市等から受けた移転補償、損害賠償等により住宅若しくは土地を取得する者又は当該移転補償、損害賠償等の対象となる区域内に住宅若しくは土地を取得若しくは所有する者
 - (4) 納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金（以下「市税等」という。）を滞納している者
 - (5) 納期の到来した市税等を滞納している世帯員等と同居している者又は同居する予定のある者
 - (6) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
 - (7) この要綱と同様の趣旨の市補助金等の交付を受けた者、受ける予定のある者又は当該者と同居する者
- （助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる費用のうち、市長が別に定める対象外経費を差し引いた金額とする。ただし、市長が、当該費用について社会通念上、適正でないと判断した場合は、市が定める適正価格に調整した額を助成対象経費とすることができる。

(1) 住宅の取得費用

(2) 住宅取得に伴う土地の取得費用（契約日が住宅取得契約日から起算して1年以内であるものに限る。）

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用が共有名義である場合は、助成対象者の持分割合が共有者の人数に応じた均等割合以上のものであること。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 新築住宅 助成対象経費が1,000万円以上の場合は、100万円とし、当市に本社若しくは本店を有しない法人又は住所を有しない個人事業主（以下「市外事業者」という。）から取得する場合は、50万円とする。ただし、当該助成対象経費が1,000万円未満の場合は、0円とする。

(2) 新築住宅の取得に伴う土地 助成対象経費が200万円以上の場合は、20万円とし、200万円未満の場合は、当該助成対象経費に10パーセントを乗じて得た額とする。

(3) 中古住宅 助成対象経費に5パーセントを乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、市外事業者から取得する場合は、当該助成対象経費に2.5パーセントを乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

(4) 中古住宅の取得に伴う土地 助成対象経費が200万円以上の場合は、10万円とし、200万円未満の場合は、当該助成対象経費に5パーセントを乗じて得た額とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額を前項に定める額に加算して交付するものとする。

(1) 令和5年4月1日以降に県内市町村から当市に転入した者（ただし、転

入日の属する年度の前年度又は前々年度に当市から転出した者を除く。)

20万円

(2) 令和5年4月1日以降に県外から当市に転入した者又は同日以降に県外から当市以外の県内市町村に転入した後で当市に転入した者（この場合において、前号ただし書の規定を準用する。） 50万円

(3) 基準日現在において、18歳未満の子がいる者（ただし、当該子が申請者又はその配偶者若しくは申請者と内縁関係にある者の子であり、かつ、助成対象となる住宅に居住する場合に限る。） 子1人につき10万円とし、上限50万円

3 前項各号に該当する者は、当該各号の規定と同様の趣旨の助成を受けた者又はその世帯員を除くものとする。

（事前審査）

第6条 助成対象者で助成金の申請を希望する者（以下「申請希望者」という。）は、事前審査申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 助成見込金額計算書（様式第2号）

(2) 住宅に居住する者全員の住民票

(3) 令和5年4月1日以降に県外から県内市町村に転入したことが分かる申請希望者の住民票又は戸籍の附票（県外から県内市町村に転入した後で当市に転入した場合）

(4) 住宅取得契約書の写し

(5) 住宅取得に伴う土地取得契約書の写し（契約日が住宅取得契約日から起算して1年以内である場合）

(6) 前2号の契約金額の内訳が分かる書類の写し

(7) 確認済証又は建築確認済証明願の写し

(8) 住宅の案内図、平面図及び立面図（原則として、建築確認申請後の図面であること。）

(9) その他市長が必要と認める書類

（事前審査結果通知）

第7条 市長は、前条の規定による事前審査の申込みがあった場合は、その内

容を審査し、令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金事前審査結果通知書（様式第3号）により申請希望者に結果を通知するものとする。

（交付申請）

第8条 助成対象者で助成金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、原則として、完了日から30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第5号）
- (2) 助成金額計算書（様式第6号）
- (3) 住宅取得契約書の写し（事前審査申込時から変更が生じた場合）
- (4) 住宅取得に伴う土地取得契約書の写し（事前審査申込時から変更が生じた場合）
- (5) 前2号の契約金額の内訳が分かる書類の写し（事前審査申込時から変更が生じた場合）
- (6) 住宅に居住する者全員の住民票
- (7) 住宅に居住する者全員の納税証明書（令和8年1月1日以降に当市に転入した場合）
- (8) 町内会加入証明書（様式第7号）
- (9) 検査済証の写し（不動産売買契約のうち、完了検査を受検していない場合を除く。）
- (10) 住宅の登記簿謄本
- (11) 土地の登記簿謄本（住宅取得に伴う土地を取得した場合）
- (12) 取得費用（契約金額等）の支払を証する書類の写し
- (13) 竣工後の住宅の写真（正面・背面・左側面・右側面の4方向から撮影したもの）
- (14) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金交付決定通知書（様式第8号）に

より申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金請求書(様式第9号)に前条に規定する交付決定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年度三沢市住宅取得支援事業助成金返還命令書(様式第10号)により、当該各号に定める金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき
全額
- (2) 助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から5年を経過しないうちに住宅を貸与、譲渡又は贈与したとき 別表第1に定める額
- (3) 助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から5年を経過しないうちに第8条第1項第6号の規定により住民票を提出した居住者全員が転居したとき 別表第1に定める額
- (4) 助成金の返還が相当であると市長が認めたとき 交付決定額の範囲内の額

2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、返還命令書を受け取った日から30日を経過する日までに返還すべき金額を市長に返還しなければならない。

(調査等への協力)

第13条 交付決定者は、この要綱による助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力をしなければならない。

2 市長は、前項の協力が得られないと認めたときは、前条第1項第4号の規定により、助成金の返還を命ずることができる。

(居住状況の確認)

第14条 助成金の交付を受けた翌年度の4月1日から5年間の居住状況については、市長が住民基本台帳により確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に完了日が到来している場合における申請者に係る第8条の規定の適用については、同条中「完了日から30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日」とあるのは、「令和8年9月30日」とする。

別表（第12条関係）

助成金の交付を受けた翌年度の4月1日からの経過期間	返還すべき助成金の額
1年未満	助成金の額に10分の10を乗じて得た額
1年以上2年未満	助成金の額に10分の8を乗じて得た額
2年以上3年未満	助成金の額に10分の6を乗じて得た額
3年以上4年未満	助成金の額に10分の4を乗じて得た額
4年以上5年未満	助成金の額に10分の2を乗じて得た額